

# 「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

## 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- a. “社会生活支援企業” や団体、行政、大学等と、“幸” 付加価値な暮らしサポートサービスの開発、提供、ならびにウェルビーイング実現に向けた取り組みを行う。
- b. “暮らしの困った” を解決する各種サービスを届けるプラットフォームの構築、UIUX（操作性／顧客体験）改善に努めるほか、お客様データからご家庭における暮らし課題を分析し、サービス改善等に向けたデータの相互利用、提案等を行う。
- c. 多様な人材の活躍が問われる時代において、シニア、外国人、女性の雇用・活躍推進に引き続き取り組む。
- d. 家庭内における SDGs 推進に配慮し、ご家庭の食材の無駄をなくす調理や、環境も配慮した掃除術や器具洗剤選定のサポート・提案を行うほか、ESG を重視する企業と取引を行う。
- e. ウェルビーイング経営を最優先とし、お客様、従業員、取引先、地域等、あらゆるステークスホルダーのウェルビーイング実現に取り組む。また企業や行政と連携して、各企業の福利厚生や D&I 推進、ウェルビーイング支援の取り組みをサポートするとともに、ウェルビーイング経営についての講演や情報提供を積極的に行う。

## 2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

### ①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

### ②手形などの支払条件

下請代金は現金で振り込み支払いします。また、支払サイトを原則1か月以内とするよう努めます。

### ③知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

### ④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

## 3. その他（任意記載）

- ・デュアルキャリアで活躍する実業団チーム（チアダンス・吹奏楽団・陸上競技）が地域、行政、学校、企業に、イベント等を通じてプロのパフォーマンスを提供するほか、ランニング教室や食育授業、デュアルキャリアについての講演等を実施し、ウェルビーイングを届けます。
- ・国家戦略特区の家事支援外国人受入事業を引き続き推進し、外国人家事支援人材のスキル形成と、お茶の間における国際交流を通じ、国と国とのパートナーシップ構築に寄与します。

2024年3月8日

株式会社ベアーズ

代表取締役社長 高橋 健志

企 業 名

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。